

平成 2 7 年

第 6 回日向市議会(定例会)議案

1 1 月 2 7 日

日 向 市

も く ろ く

議案第76号	日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1
議案第77号	日向市公告式条例の一部を改正する条例	10
議案第78号	日向市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	11
議案第79号	日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	30
議案第80号	日向市手話言語条例	38
議案第81号	日向市介護保険条例の一部を改正する条例	40
議案第82号	日向市立学校設置条例の一部を改正する条例	42
議案第83号	日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第84号	日向市景観条例の一部を改正する条例	44
議案第85号	日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	46
議案第86号	日向市過疎地域自立促進計画の策定について	51
議案第87号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	52
議案第88号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	53
議案第89号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	54
議案第90号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	55
議案第91号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	56
議案第92号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	57
議案第93号	日向市公の施設の指定管理者の指定について	58
議案第94号	平成27年度日向市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第95号	平成27年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第96号	平成27年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第97号	平成27年度日向入郷地域介護認定審査事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第98号	平成27年度日向市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊

日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の規定に基づく条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程（以下「法令等」という。）の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関（法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。）が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる市長その他の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令等の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下同じ。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

機 関	事 務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
2 市長	日向市子どもの医療費の助成に関する条例（平成25年日向市条例第5号）による医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市長	日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（平成20年日向市条例第19号）による医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
4 市長	日向市寡婦医療費助成に関する条例（平成6年日向市条例第3号）による医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
5 市長	日向市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年日向市教育委員会告示第5号）による幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であつて規則で定めるもの
6 市長	日向市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年日向市条例第30号）によるコミュニティ住宅（同条例第2条第3号に規定するコミュニティ住宅をいう。以下同じ。）及び単独市営住宅（同条第4号に規定する単独市営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
7 市長	日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例（平成18年日向市

	条例第 28 号) による山村定住住宅 (同条例第 2 条に規定する山村定住住宅をいう。以下同じ。) の管理に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	日向市特定公共賃貸住宅管理条例 (平成 18 年日向市条例第 29 号) による特定公共賃貸住宅 (同条例第 2 条第 1 号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。以下同じ。) の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法 (健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) をいう。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による障害児入所支援若しくは措置 (同法第 27 条第 1 項第 3 号の措置をいう。) に関する情報又は身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) にいう知的障害者に関する情報、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (以

		<p>下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。))又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。))であって規則で定めるもの</p>
2 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険税の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当</p>

		<p>の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「教育・保育等関連情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支</p>	<p>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等情報、医療保険給付関係情報、介護保険</p>

	<p>援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>給付等関係情報又は教育・保育等関連情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	<p>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
11 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等情報、地方税関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
12 市長	<p>日向市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
13 市長	<p>日向市母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
14 市長	<p>日向市寡婦医療費助成に関する条例による医療費助成に関する事務</p>	<p>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規</p>

	であって規則で定めるもの	則で定めるもの
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	日向市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関

	届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
28 市長	日向市営住宅の設置及び管理に関する条例による市営住宅及びコミュニティ住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	日向市山村定住住宅の設置、管理及び譲渡に関する条例による山村	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関

	定住住宅の管理に関する事務であ って規則で定めるもの	係情報であって規則で定めるもの
30 市長	日向市特定公共賃貸住宅管理条例 による特定公共賃貸住宅の管理に 関する事務であって規則で定める もの	生活保護関係情報、外国人生活保護関 係情報、地方税関係情報又は住民票関 係情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護 の決定及び実施又は徴 収金の徴収に関する事 務であって規則で定め るもの	教育委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する情 報であって規則で定め るもの
2 市長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護法に 準じて行う保護の決定 及び実施又は徴収金の 徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する情 報であって規則で定め るもの
3 教育委員会	学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する事 務であって規則で定め るもの	市長	住民票関係情報であっ て規則で定めるもの

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木健二

日向市公告式条例の一部を改正する条例

日向市公告式条例（昭和40年日向市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(条例の公布) 第2条 [略] 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行なう。	(条例の公布) 第2条 [略] 2 条例の公布は、市の掲示場に掲示してこれを行なう。

別表を削除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健二

日向市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(日向市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 日向市職員の退職手当に関する条例(昭和38年日向市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 [略]</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 [略]</p>

(日向市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 日向市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年日向市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)</u>による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額</u>)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>		<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第19条の2を除く。)</u>による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額</u>)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。)</p>	1 傷病補償年金	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和</p>
	0.73		0.73

				34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	
			2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73	3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
			4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)

遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.80
--------	--	------

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるとき

5 遺族補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下の表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるとき

は、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）

					2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83	3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等		0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88		2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.88
			4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等		0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
				2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84	5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等		0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88		2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1		0.88

--	--	--

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

	項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年	1 遺族厚生年金等	0.89
金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89

これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）

障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74	3	旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)		
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74	3	障害補償年金	1 旧船員保険法による障害年金 0.74		
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89		(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	2 旧厚生年金保険法による障害年金 0.74		
			4	障害補償年金	3 旧国民年金法による障害年金 0.89		
				(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金 0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)		

遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) [略]

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

(1)・(2) [略]

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

7 [略]

障害共済年金が支給される場合を除く。）

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 [略]

（日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第3条 日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による。年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合に</p>	<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による。年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合に</p>

は、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)	0.75

は、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73		国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86		国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88		国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74	障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73

	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74		障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	旧国民年金法の障害年金	0.89		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73		旧船員保険法による障害年金	0.74
	障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83		旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88		旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80

国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
遺族厚生年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金

遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金

たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

（日向市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第4条 日向市職員の再任用に関する条例（平成13年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （特定警察職員等への適用期日）</p> <p>第2条 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第25条の2第1項第1号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 （特定警察職員等への適用期日）</p> <p>第2条 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号</u>に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第1条中第13条第4項の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(日向市消防団員等公務災害補償条例の経過措置)

第2条 この条例による改正後の日向市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 改正前の日向市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間にこの条例による改正後の日向市消防団員等公務災害補償条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、この条例による改正後の日向市消防団員等公務災害補償条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

(日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の経過措置)

第3条 この条例による改正後の日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

2 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」と

いう。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、この条例による改正後の日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、この条例による改正後の日向市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木健二

日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(日向市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 日向市税賦課徴収条例(昭和30年日向市条例第17号。)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税漏れ等に係る市税の取扱い)</p> <p>第7条 [略]</p>	<p>(課税漏れ等に係る市税の取扱い)</p> <p>第7条 [略]</p> <p><u>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。</p> <p>2 市長は、<u>法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)</u>又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、<u>当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p>4 市長は、<u>第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納</u></p>

入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
（職権による換価の猶予の手続等）

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

第8条から第17条まで 削除
(公示送達)

第18条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第20条の2の規定による公示送達は、日向市公告式条例(昭和40年日向市条例第17号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 日向市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成26年日向市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中第23条第3項の改正規定を削る。

(日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年日向市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2条第3号及び第4号の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第13条から第17条まで 削除
(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、日向市公告式条例(昭和40年日向市条例第17号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に当該該</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、<u>当該該</u></p>

当することとなつた日から60日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所、又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2)～(4) [略]

2 [略]

(軽自動車税の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称

当することとなつた日から60日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) [略]

2 [略]

(軽自動車税の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下こ

(3)～(8) [略]

3 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第161条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所及び氏名又は名称

の号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) [略]

3 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第161条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中第2条第3号及び第4号の改正規定を削る規定並びに附則第3条 平成28年1月1日
- (2) 第1条及び第2条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 改正後の日向市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日（以下この条において「施行日」という。）以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 日向市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年日向市条例第24号）附則第1条第3号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健 二

日向市手話言語条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく貢献してきた。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情等を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができない環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語として位置付けられたことにより、手話を必要とするすべての市民がいつでもどこでも安心して円滑に意思の疎通を図ることができる社会を構築していくことが求められている。

ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものとする。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の促進及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進することで、ろう者が安心して円滑に意思疎通を図ることができ、すべての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障がい者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の理解の促進及び普及並びに手話を使用しやすい環境の構築は、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民の手話の理解及び普及を図る施策並びにあらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができる地域社会を構築するための施策の推進に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会で共に暮らす一員として、基本理念に対する理解を深め、ろう者の人権を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第7条 学校は、基本理念に対する理解を深め、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組みを通じて、手話の理解の促進に努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第8条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の手話の理解及び普及を図るための施策
- (2) 手話による円滑な意思疎通及び情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための施策
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、施策の策定又は変更及び施策の評価を必要とするときは、ろう者及び関係する市民の意見を反映させるものとする。

(財政措置)

第9条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木健二

日向市介護保険条例の一部を改正する条例

日向市介護保険条例（平成12年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者並びに生計中心者の氏名及び住所</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項第1号から第4号までの規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「減免申請書」という。）に減免を受けようとする理由を証明する書類（以下「添付書類」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者並びに生計中心者の氏名及び住所</p>	<p>(保険料の徴収猶予)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者並びに生計中心者の氏名、<u>住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項第1号から第4号までの規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「減免申請書」という。）に減免を受けようとする理由を証明する書類（以下「添付書類」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者並びに生計中心者の氏名、<u>住所及び個人番号</u></p>

(2)・(3) [略]

3・4 [略]

(2)・(3) [略]

3・4 [略]

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健 二

日向市立学校設置条例の一部を改正する条例

日向市立学校設置条例（昭和40年日向市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
[略]		[略]	
日向市立平岩小学校	日向市大字平岩33番地3	日向市立平岩小学校	日向市大字平岩33番地3
日向市立幸脇小学校	日向市大字幸脇831番地	日向市立美々津小学校	日向市美々津町3506番地1
日向市立美々津小学校	日向市美々津町3506番地1	[略]	
[略]			

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木健二

日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日向市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例（平成19年日向市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 用途の変更(令第137条の17に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。</p> <p>2 [略]</p> <p>(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)</p> <p>第6条 令第137条の18第3項の規定により指定する類似の用途は、<u>令第137条の17</u>に規定する類似の用途とする。</p>	<p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 用途の変更(<u>令第137条の18</u>に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。次項において同じ。)を伴わないこと。</p> <p>2 [略]</p> <p>(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)</p> <p>第6条 <u>令第137条の19</u>第3項の規定により指定する類似の用途は、<u>令第137条の18</u>に規定する類似の用途とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健 二

日向市景観条例の一部を改正する条例

日向市景観条例（平成20年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第10条、第12条関係）			別表（第10条、第12条関係）		
適用区域	届出が必要な行為	届出、勧告等の適用除外となる行為	適用区域	届出が必要な行為	届出、勧告等の適用除外となる行為
[略]			[略]		
美々の里 景観計画 区域	[略]		美々の里 景観計画 区域	[略]	
			日豊海岸 地域景観 計画区域	<u>1 土地の形質の変更</u> <u>2 木竹の植栽又は伐採</u> <u>3 物件の堆積</u>	<u>1 建築物の新築、増築、改築又は移転であって、床面積の合計が10平方メートル以下のもの</u> <u>2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、その面積が10平方メートル以下のもの</u> <u>3 工作物の建設等であって、高さが3メートル以下のもの（屋外における自動販売機の設置を除く。）</u> <u>4 開発行為であって、その面積が1,000平方メートル未満のもの</u>

			<p>5 <u>土地の形質の変更であって、その面積が1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>6 <u>木竹の植栽又は伐採であって、その面積が1,000平方メートル未満のもの</u></p> <p>7 <u>物件の堆積であって、その面積が10平方メートル未満かつ高さが1.5メートル以下のもの</u></p>
--	--	--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成28年4月1日以降に着手する行為について適用し、同日前に着手するこれらの行為には適用しない。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木健二

日向市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日向市道路占用料徴収条例（昭和37年日向市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の金額の欄に定める額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の金額の欄に定める額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円）の合計額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、<u>占用が法第35条に規定する事業に係るものであるとき又は特に必要があると認めるときは、</u>占用料を減免することができる。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 占用料の額は、別表占用料の金額の欄に定める額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の金額の欄に定める額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円）の合計額とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、占用料を減免することができる。</p>

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占有物件		占有料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	650円
	第2種電柱		1,000円
	第3種電柱		1,400円
	第1種電話柱		580円
	第2種電話柱		930円
	第3種電話柱		1,300円
	その他の柱類		58円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円
	地下に設ける電線その他の線類		3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	570円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	350円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円
	郵便差出箱		490円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	890円
その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	24円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		52円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		70円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円

	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの					350円
	外径が1メートル以上のもの					700円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年			1,200円
掲げる施設		階数が2のもの			Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	
					Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				440円	
	地下に設ける通路				270円	
	その他のもの				1,200円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日			9円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月			89円
	アーチであるものを一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月			89円
	その他のものを一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1年			890円
	幕(令第7条第4号に掲げる祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものを除く。)		1本につき1年			930円
アーチ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日			9円
	その他のもの		1本につき1月			89円
	幕(令第7条第4号に掲げる祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものを除く。)		その面積1平方メートルにつき1日			9円
	アーチ		その面積1平方メートルにつき1月			89円
			1基につき1月			890円
						440円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年			1,200円
令第7条第3号に掲げる施設					Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月			89円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設						120円
令第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.017を乗じて得た額	

施設	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.017を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額	
備考				
<p>1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p> <p>6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p>				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日向市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以降の許可に関する占用料について適用し、同日前の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木健二

日向市過疎地域自立促進計画の策定について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、日向市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定する。

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健 二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市細島地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字細島812番地

団体名 日向市細島地区コミュニティセンター管理組合

代表者 理事長 児玉 利弘

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健 二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市美々津軒

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市美々津町3328番地

団体名 美々津Nanjansuno

代表者 会長 佐藤 久恵

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒 木 健 二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市美々津まちなみセンター

日向市美々津まちなみ防災センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市美々津町3331番地

団体名 耳川お舟出の会

代表者 会長 谷脇 勝子

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒 木 健 二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市歴史民俗資料館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市美々津町3244番地

団体名 美々津の歴史的町並みを守る会

代表者 会長 河野 美寿代

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒木 健二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市細島みなと資料館

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市大字細島803番地1

団体名 ほそしま燈の会

代表者 会長 児玉 静枝

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒 木 健 二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム及び日向市市民活動支援センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市中町1番31号

団体名 日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会

代表者 会長 永久保 元子

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒 木 健 二

日向市公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項に基づき、次のとおり指定管理者を指定する。

1 公の施設の名称

日向市障害者センター

2 指定管理者となる団体の名称

住 所 日向市上町9189番地1

団体名 特定非営利活動法人 日向市障害者団体連絡協議会

代表者 理事長 甲斐 ひろみ

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

平成27年11月27日 提出

日向市長 黒 木 健 二